

今後の放課後の居場所づくり（学童クラブ含む）の検討について

1 新制度施行に向けて必要な準備作業

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、「量の見込み」を設定、「確保方策」を検討し、「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込む。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準を検討し、条例を制定する。

2 今後の方針

学童クラブについては、町の子ども・子育て会議で議論を行う（ ）。

新制度の準備作業を優先的に議論しつつ、あわせて現行の課題について検討を行う。平成 26 年度前半に集中的に検討を行い、改善可能なものについては平成 27 年度から対応する。

学校敷地内での学童クラブの実施については、教育委員会など関係部局の協力が不可欠なため、オブザーバーでの出席等も検討する。

全児対象とした放課後事業については、別途、教育委員会で検討が行われる可能性あり。

庁内調整を行い、次年度の子ども・子育て会議までに対応方法について整理する。

3 前回会議からの積み残し

民間学童クラブ（風の子・おひさま）利用者へのアンケート調査

調査内容（案）

- ・利用のきっかけ（内容、預かり時間、保育園から利用しているなど）
- ・満足度（内容、料金など）
- ・不便に感じていること
- ・町の学童保育を利用していない理由 など

町から調査を行うか要検討。

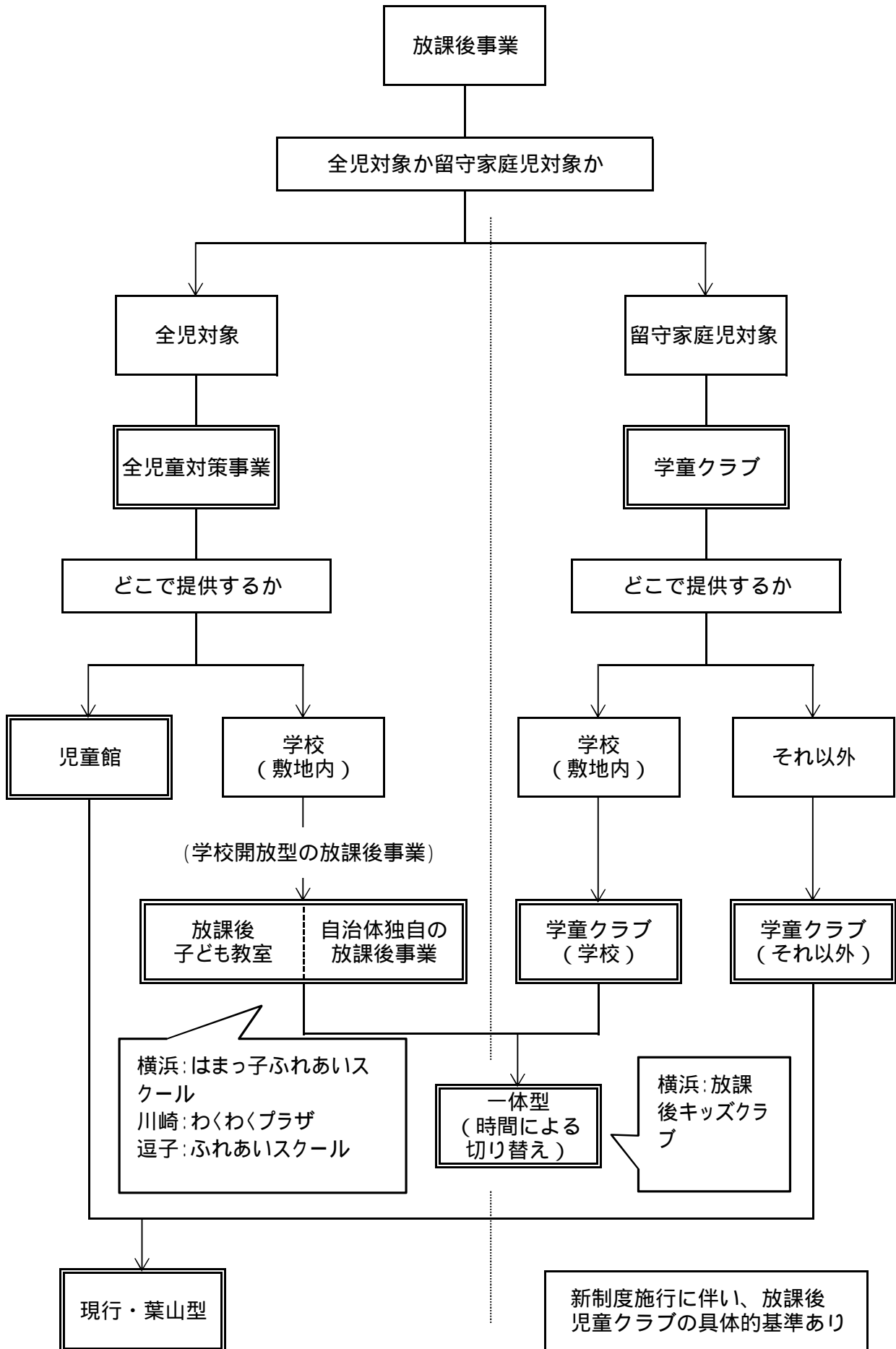
4 今後の検討にあたっての留意点

地域特性をふまえて、全小学校区一律ではなく、部分的な変更も視野に入れる。

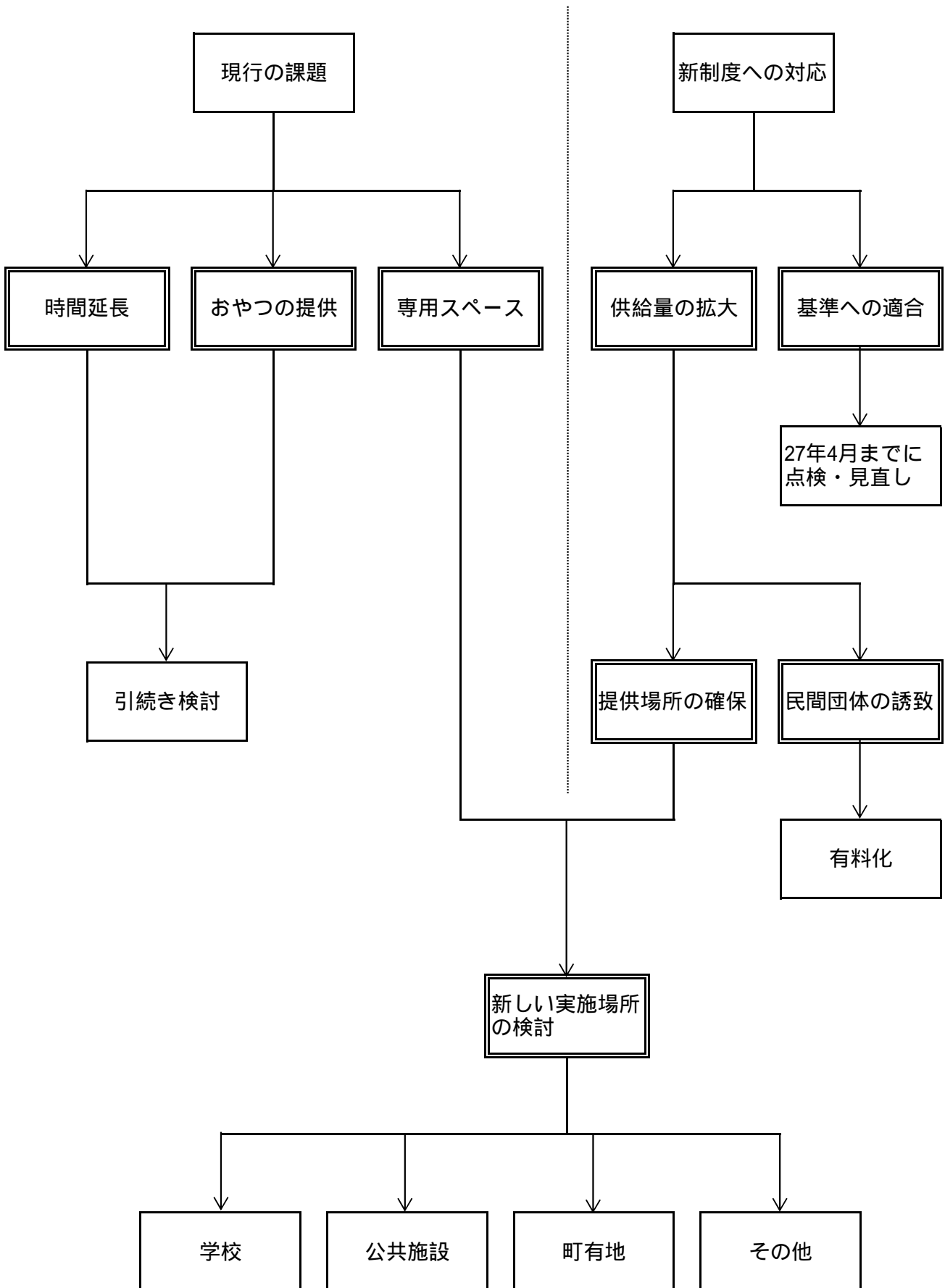
提供方法について大きな変更を伴う場合は、事前アンケートやパブリックコメントの実施が望ましい。

利用料については、大きな方向性が決まってから検討を行う。あらかじめ現行サービスの保護者負担相当分について試算しておくことが必要。

< 放課後事業の類型の整理 >



< 葉山町の学童クラブの対応イメージ >



放課後学童クラブの具体的基準と葉山町の状況

基準の項目	内容	現行の葉山町の適合状況
従事する者 【従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の遊びを指導する者」の資格があり、研修（都道府県）を受講した者 ・資格は、保育士、社会福祉士、教員免許（幼・小・中・高）など。 一定の経過措置について検討される予定。 	<p>（適合）</p> <p>職員2名のうち最低1名は、「児童の遊びを指導する者」の資格あり。</p> <p>ただし、研修（都道府県）受講は必要。</p>
員数 【従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。 	<p>（適合）</p> <p>職員2名配置。</p>
児童の集団の規模 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね40人までが適当。 ・40人を超える場合は、複数のクラブへの分割や複数の児童集団に分けて対応するよう努める。 	<p>（一部適合）</p> <p>定員は40人以内。</p> <p>ただし、実態としては一部実施場所で、40人を超えている。</p>
施設・設備 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> 専用室・専用スペース ・児童1人あたり1.65㎡以上の面積。 ・生活の場としての機能が十分に確保されること。 	<p>（一部適合）</p> <p>目安の面積は満たさないが、専用スペースあり。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> その他 ・静養スペースを設けることが適当。 	<p>（一部適合）</p> <p>一部の実施場所で静養スペースあり。</p>
開所日数 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・年間250日以上が原則。 	<p>（適合）</p>
開所時間 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は1日3時間以上。 ・休日は1日8時間以上。 	<p>（適合）</p> <p>平日＋土曜開所。</p>
その他の基準 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策 ・虐待等の禁止 ・秘密の保持 ・保護者・小学校等との連携 ・事故発生時の対応 ・安全管理 ・アレルギー対策 など 	<p>（適合）</p> <p>ただし、おやつは提供していないので、アレルギー対策は該当なし。</p>

(参考)

- ・従うべき基準 …… 必ず適合しなければならない基準。
- ・参酌すべき基準 …… 地方自治体が十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準。ただし、変更する場合には、その説明責任は地方自治体に求められる。